

熊本県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により令和2年（2020年）9月2日から10月9日までの間に実施した定期監査結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年（2021年）1月7日

熊本県監査委員	福島誠治
同	竹中潮
同	岩下栄一
同	山口裕

1 監査対象機関

部局名	機関名
総務部	消防学校
健康福祉部	清水が丘学園、精神保健福祉センター
環境生活部	環境センター
商工労働部	高等技術専門校
農林水産部	農業大学校、中央家畜保健衛生所、城北家畜保健衛生所、阿蘇家畜保健衛生所、城南家畜保健衛生所、天草家畜保健衛生所、林業研究・研修センター、水産研究センター
土木部	三角港管理事務所、八代港管理事務所、水俣港管理事務所、熊本港管理事務所
教育委員会	美術館

2 監査対象期間 令和元年度（2019年度）

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行については、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施し、特に不適正経理再発防止策の実効性を検証した。また、行政に関する事務の執行については、経済性、効率性及び有効性の観点を主眼として、組織の目標管理、主な事務事業の効果、職員の働き方改革取組状況等について実施した。

4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、おおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
農林水産部	水産研究センター	(最低制限価格の算定誤りについて) 庁舎清掃業務委託の一般競争入札において、最低制限価格を誤って入札を行った結果、本来の落札者とは異なる業者が落札していたことが判明したため、落札者を変更している。 最低制限価格の算定について、組織的なチェックを徹底し、再発防止に努めること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項

なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項

なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち特に措置を講ずる必要があると認めるものである。